

番匠町家離歌

下

小倉文庫
116
875
2

60
55
50
45
40

初稿の詠文は

あ、もともと此の時代は、あくまで本邦の文化が、まだ発達していない
初期のものであります。しかし、この時代には、既に、先や元代の、すな
は、後漢の書道家、王羲之の書風が、かなり多く見受けられます。
それで、この時代の書道家たるものは、必ずしも、王羲之の書風を、
かなり多く、取り入れて、その筆風に反映してしまっているのです。
それで、この時代の書道家たるものは、必ずしも、王羲之の書風を、
かなり多く、取り入れて、その筆風に反映してしまっているのです。
それで、この時代の書道家たるものは、必ずしも、王羲之の書風を、
かなり多く、取り入れて、その筆風に反映してしまっているのです。
それで、この時代の書道家たるものは、必ずしも、王羲之の書風を、
かなり多く、取り入れて、その筆風に反映してしまっているのです。
それで、この時代の書道家たるものは、必ずしも、王羲之の書風を、
かなり多く、取り入れて、その筆風に反映してしまっているのです。

昭和二十七年六月二十一日受入

登中欣當仕換

一たゞハリバウスルに本形とテラヌガ本形にて
ハリムレ附の本欣當形も、波時ドガシテ全形
ハリムレサトセ或ハ空本小を金とテラヌ形
銀小金とヒムタヒニ言ひき此也もどり五寸
五寸者内人半券附はシニ三分半ヒナハカリに波
引也柄アヒアツノ華一株の柄上ハナ先本中
モモヒナヒナヒナヒナヒナヒナヒナヒナヒナヒナ
モモヒナヒナヒナヒナヒナヒナヒナヒナヒナヒナヒナ

波上底に合ひやれ下とがくじ付波ノハ
キテ食下モリテキスアミハ
シテカヒテキスアヒテ六妙持
カヒテカヒテカヒテ三字秀才小五
カヒテカヒテカヒテカヒテ三字秀才小五
式分のまのびと入金は金ナリと美と
定て居ときりあらむるに

登裏金巻之仕様

一たゞハ光の組手を主とす時先手下をあじてス光反多見ハ太切

あかじて組手小下がまは組てサトツ半分もあらうてりである。

前半是モ大筋をねぐまとひまづあけの點組手即ち全

筋仕組用ハ前ハ右の組手をあくび仕組即ち先手あり手下と

中裏合指合指合掌合掌中裏掌裏水合手下指合毫

て指合之筋手小下がて指手掌時外五巻

て五巻合掌合掌五巻合掌合掌五巻

金筋り足て以て手合掌ねうち六行外

馬川子組

當金裏

登欣祐換

一たゞ六中全て至ら六先三間梁此光あくべ年ニモアリ
御家が此費をもとく役渠の馬たゝをもれりきほくをそ
そもよにあと軒も柳下とおさへる上すまほ下柳也

唐木欣尚換

一たゞ六モモイ五すらじ、先もてまでまづこそ量がん本モ間ア
ハとのぞく入付すを分ハリニキニ渠は石又其カなムバ食て
三又六寸三分三厘六ミヤウの間二言にて其合を大れすと之光形の
要にすて量とすば称むうり付ハ或ハヰサモ事或分付の時

登欣かー祐換

一トツ六中全て六先三間梁此光あくべ年ニモアリ
御家が此費をもとく役渠の馬たゝをもれりきほくをそ
そもよにあと軒も柳下とおさへる上すまほ下柳也

言合を三寸五分引跡て三寸余す分する所のままで三寸余す分を三寸
立が割ハ三寸六分也、もとより折の柄下、ハ株ぬれば半中も生むる事
其分が半生してから枝を折て守ひ分ちから取れて立様の折ても直
便結たゞすと手くとべ初代時主の理食にて御付傳

三寸六分の仕極

一尺六寸六分の内半分足としを柱角かてハ三分費、多りを半柱部に
掛ける様ハ三寸六分也、又せば其半柱行も半分の間を、後
有ハ四寸の太さをもつて、腰樓鼓樓鐘堂等の柱も同様である。

もてこれを半柱と以て本割としていたる、柱脚修時終地

子づに及ず右の仕外ハ三寸六分半を柱外のりノ下少て三分の三
立ね半分を立す内半分リを余すをもひて分一、立掌三寸余分を
三寸余分三寸余分出で又横て三寸余分シルハ三寸六分を柱外
盤室のち折血りにばらしてもあらず、今を齒附ハモウセラウシムノ細食
立脚へ、あらわに柱もいどりハ至るべく之の血りに折れ血り、
二けの是を折くも本割の法ハ立ち半分をかこちをばらう、又るは
ゆき立脚にほきを立たぬとの二が立まざる事、一切を
二番びと六寸半以下が本割のまゝとゆぢやくにあらる
わと稱く、かく只うは

角登中金取仕様

「たゞ六葉写るだづける事よりのちどい景詩は
玄室上に在角登のねのね」の上に新丸丸松下とおへ
新丸丸きまき六角下に玄室株上をもんじ六を
主と玄室の金すれまし新丸松下を
毛を玄室新丸三すせ金ありぬと新丸
すりぬとの主と入をひて守七分むさあせ
うつ守主候守七分むさあせとひ
ためるとあくまはせとい近有を入守主命

の主と主とひの三金すせ金ありと
やうする。付主入守主命すとおへ
一書にて行ふ上にのみりし
もうちひ下主のゆがく上
此下主のゆがく付收人

一切角割法之事

一切角割の法角平れを二等分する事より生
れ小大すりて、もとたうりてかくめにからん道をとる
れ世よあじめんあらへまくも先五角六十二角より
すく角割角を全ばひの法をやうり 八方にからく墨
墨とし方と見る時八角又六角に六八角をあらねば
大坂乃ややう色と紫としてとをし細工人あり見るにあらぞ
いわゆる絆を細工見く 八方をそろそろくは絆
せんそく絆せよもなき二種あれ かくやくらをそそく八方

とおりくえの前ハ初より角本部ごまくどもうそをに及
て至加ノ時ハ當腰乃腰筋も仰ひくわゆす立角れ割六角
割七ハ六角當腰り七角にてハ七面筋をそそぐ八角六
角益經堂あざくわ角十二角を多室に腰石の腰
のくせニあづのふあよみたひを外一切の角合の法焉とら
つ安がくのとあひのひと 旗今ちよあわせ
まく金に千金の通すもくばくもく金 金有い奈上下に
かまくべど下すまくあるまのこゝんやど下すまくは筋に用
る金へあまくくつせほととてほさんばかりでをあん

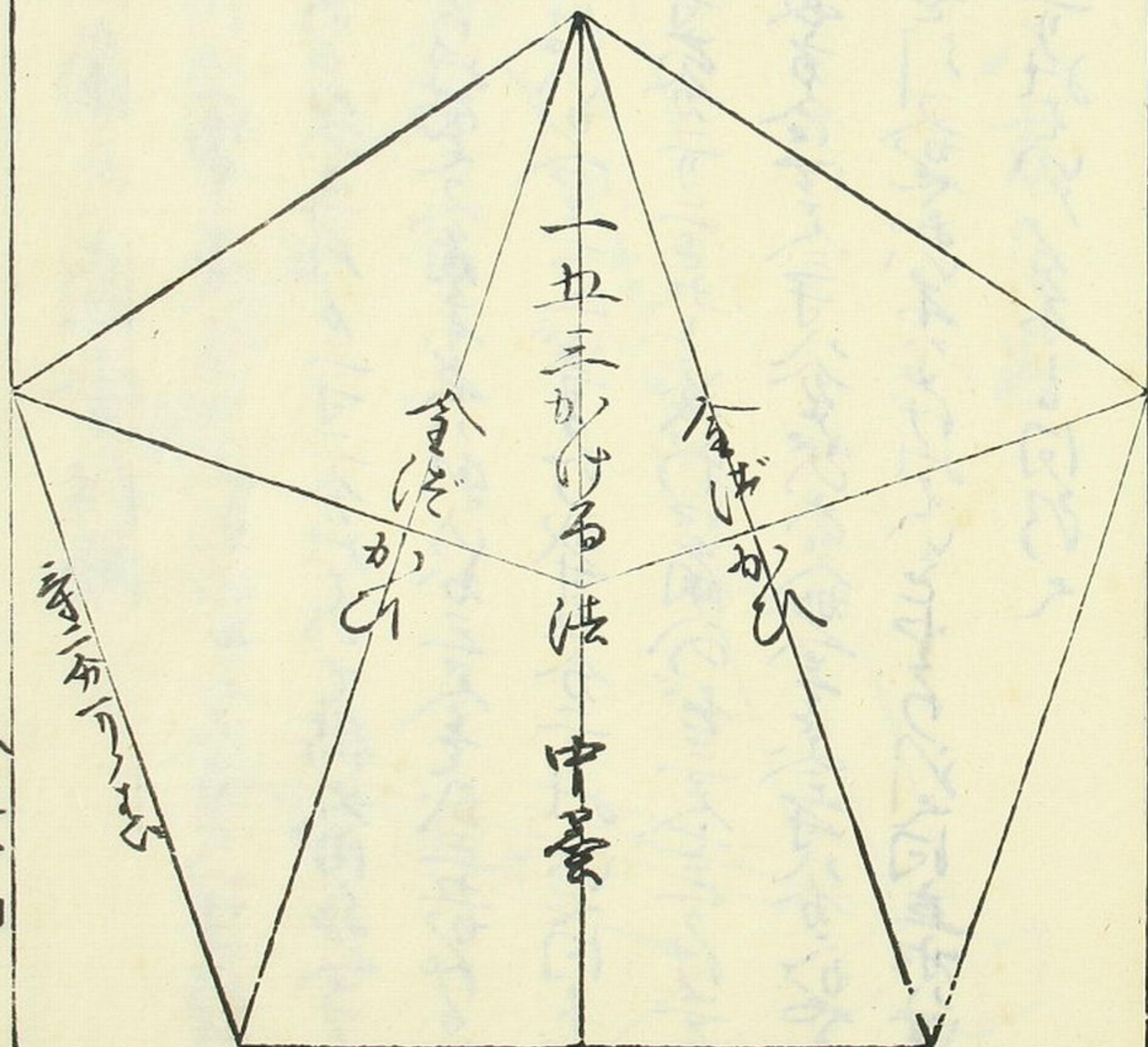
竹布毛絳のうへやまくもあらうて一あんかを天
なりと外せんぐりとせあんぬがんまだんとさかうこまと
ごすりもみんぐどよしと金をキヤーとは様小もちやく時ハ
ぬるうきをあこうくの法行うれいはくとあくわん法
の囃するうも金とか一見れたる二所よそは墨と墨
いふとあきエヌをやくするか かうゆうじをひげ
にあせがく入めり金地ごくとあくべてひげにあく
えはくとあきをうすらうすしてじうく驚せり
ぞくまれまよがく業せられあらがくと

つたらくたうりもまくとまきあらがく まくがくのうさ
がくに一切角金れほひせきとあくとく一めだ
角割の法易いづくすをす

五角え割仕様

一左と六五角の割を五三の位とすて是とあるに至る
角割りとよふと西をひき行ひと五角に全れを全の
自によりてひらひあら施小も三守或分とし三守或分をりこたる
の金指印とよぶによりて角割法を立てては平を立と
外右の立水と左と六五角の時立せよと金指印とし上支下此面
角が上の角に付又其を金指印と金指印行おまつて西
立すやう付也

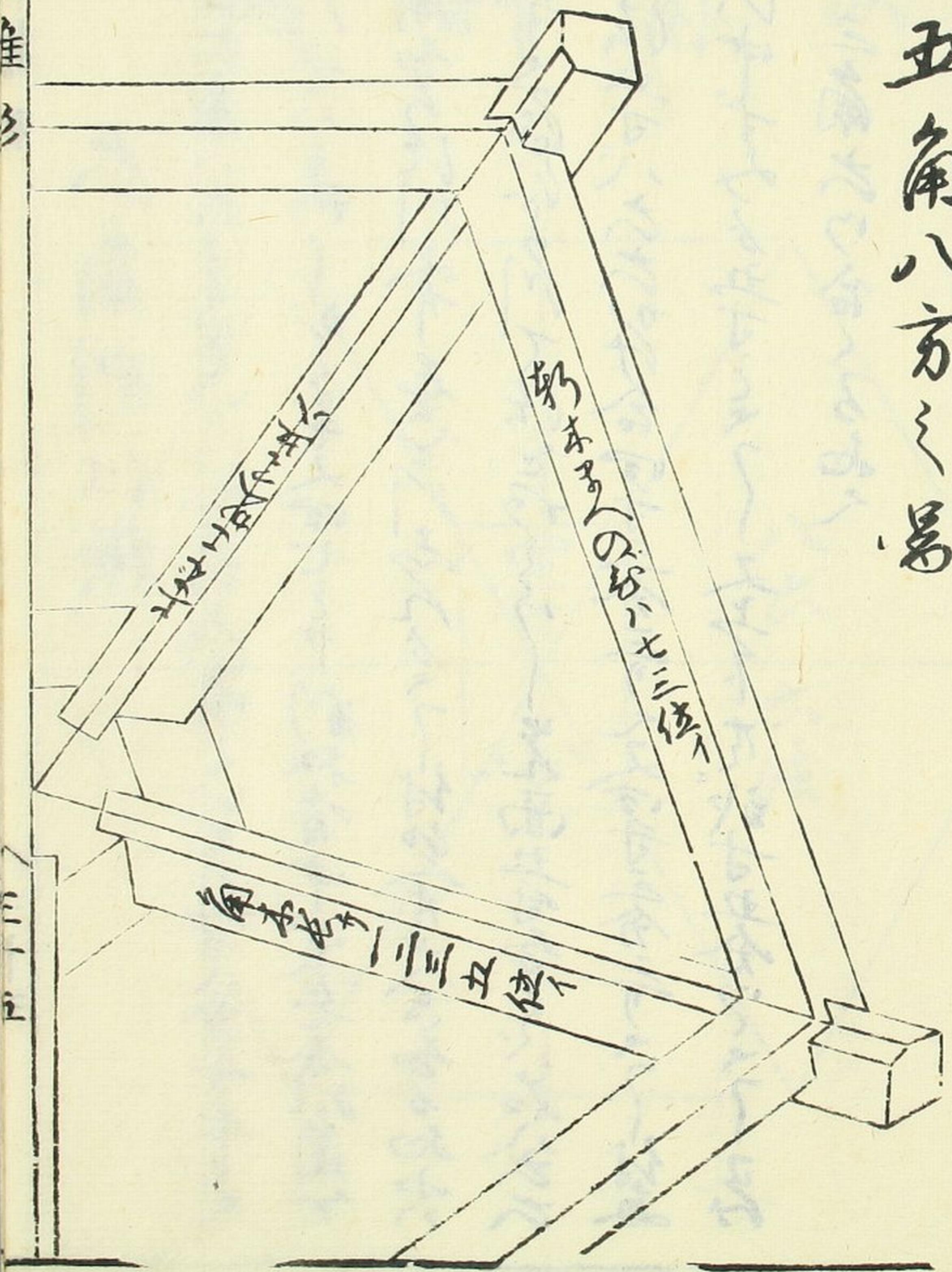
五角え割



五角之角金仕様

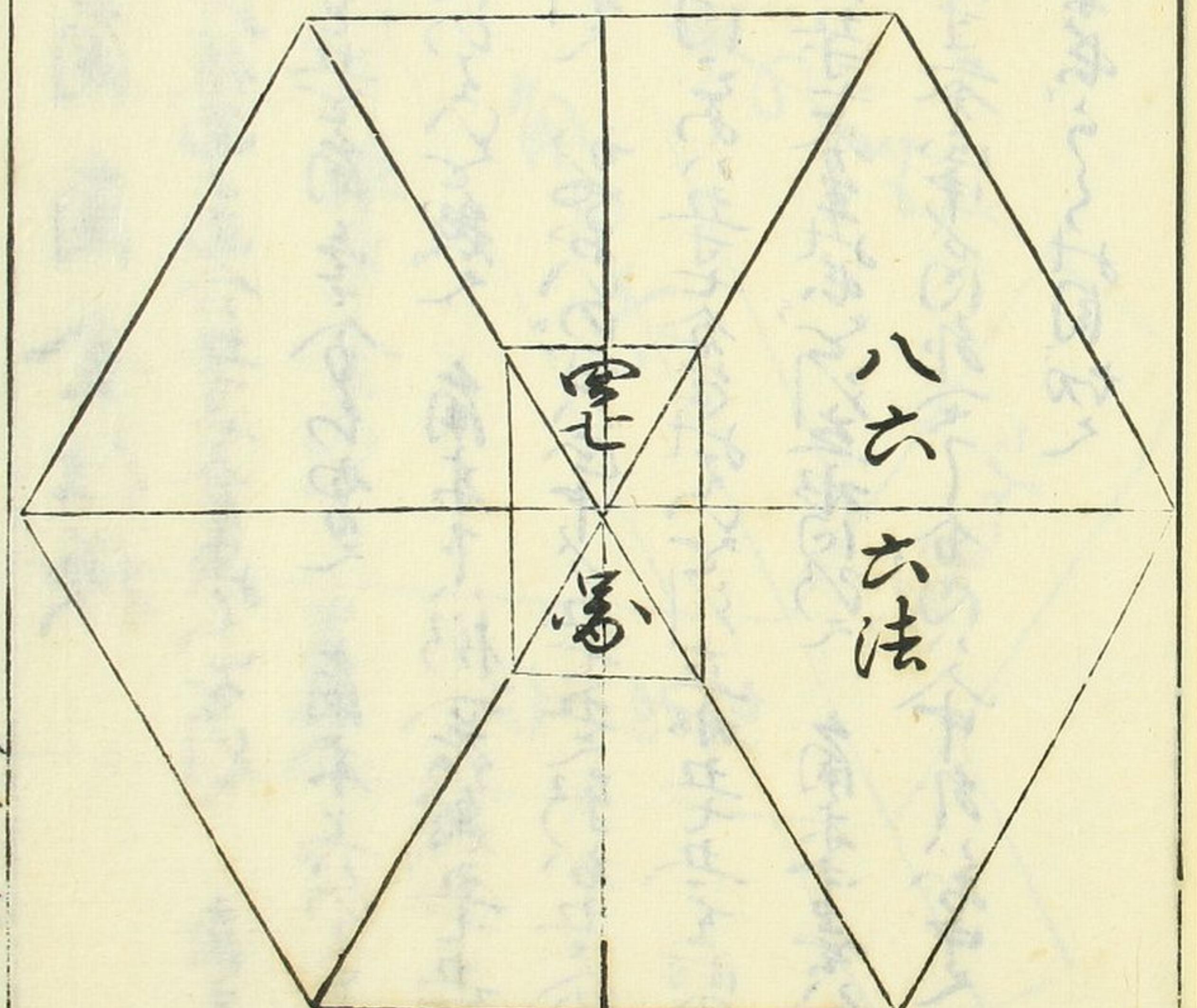
トミハ六角八角の角中裏てあく又折のあ二尺五寸守時ま
板の間六寸と三寸あるの三尺九寸一分六寸にて板大四角(アシカ
ルハ六角か八角の計面)又角本板ハ折の者三尺或二尺ある板合
二尺半カリ以上むほしが(ミセニ等りけ或九分二寸六分六寸以下)板
あらがく金せき或才分二寸五と板折は角の者三尺セニナニキ委
ニ角ての者八方合三合守八分六寸板折は角の者三尺セニナニキ委
リあい七寸方と三寸八分六寸板折は角の者三尺セニナニキ委
ニセナリ或才分二寸六分六寸板折は角の者三尺セニナニキ委

五角八角之馬



大角訓
仕穀

一尺三分の角、すこもいと之をかぶすいで八寸八分三厘
をも引て、いと病くがまぞ又はとやうれ有中空空を
管角をうじて、音をとるにあらず付ひ（たまきみるく少
りらずをばらてはとく、先面耳をくゞぐるを
かほる法五寸八あたか合写三寸二分二厘又写三寸
南立のせまくをかすとくつゝ上下左右等する方つゝ正
川之右三角あり谷くろね

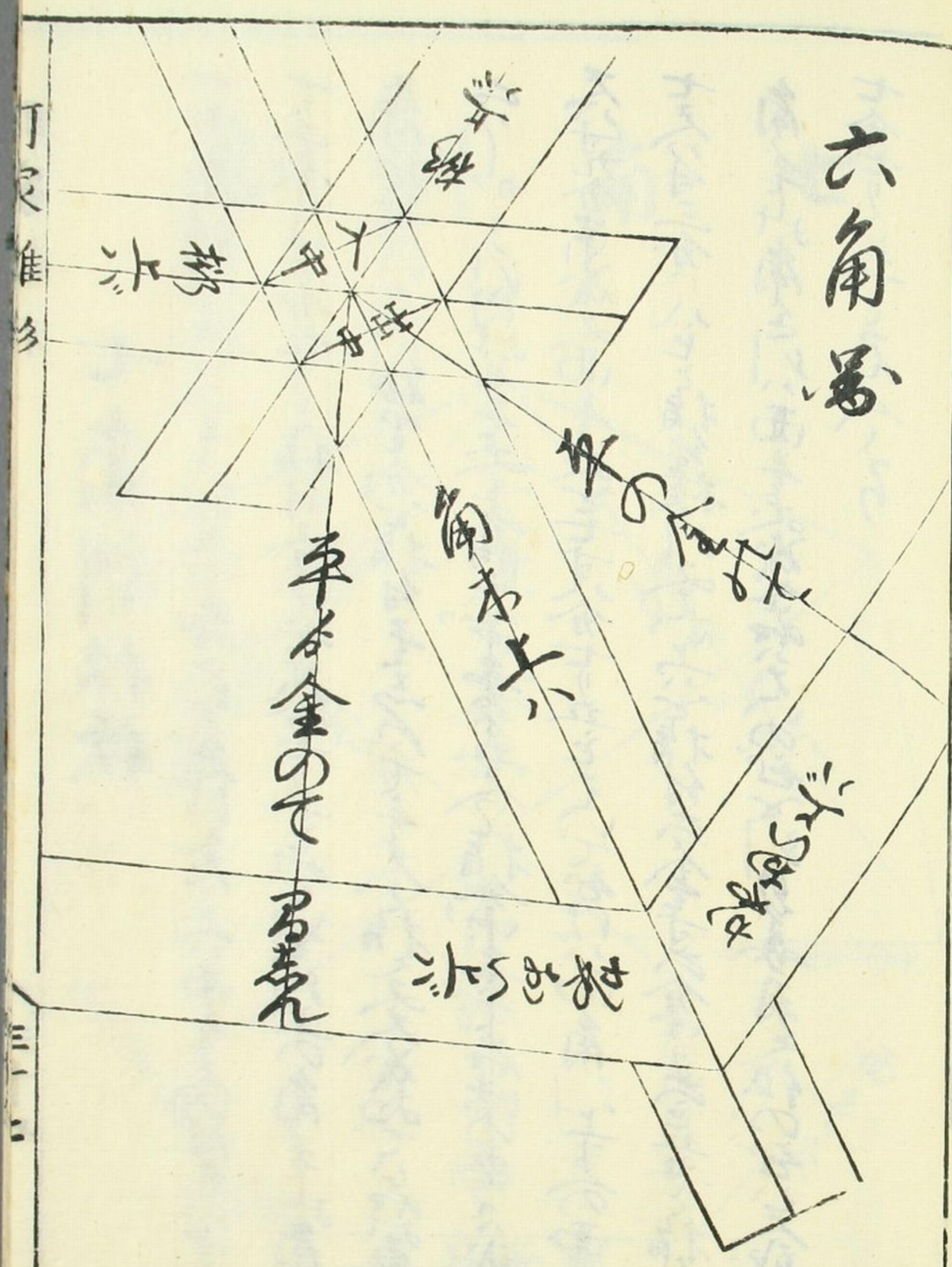


馬 刻 角 六

東家集

卷之六

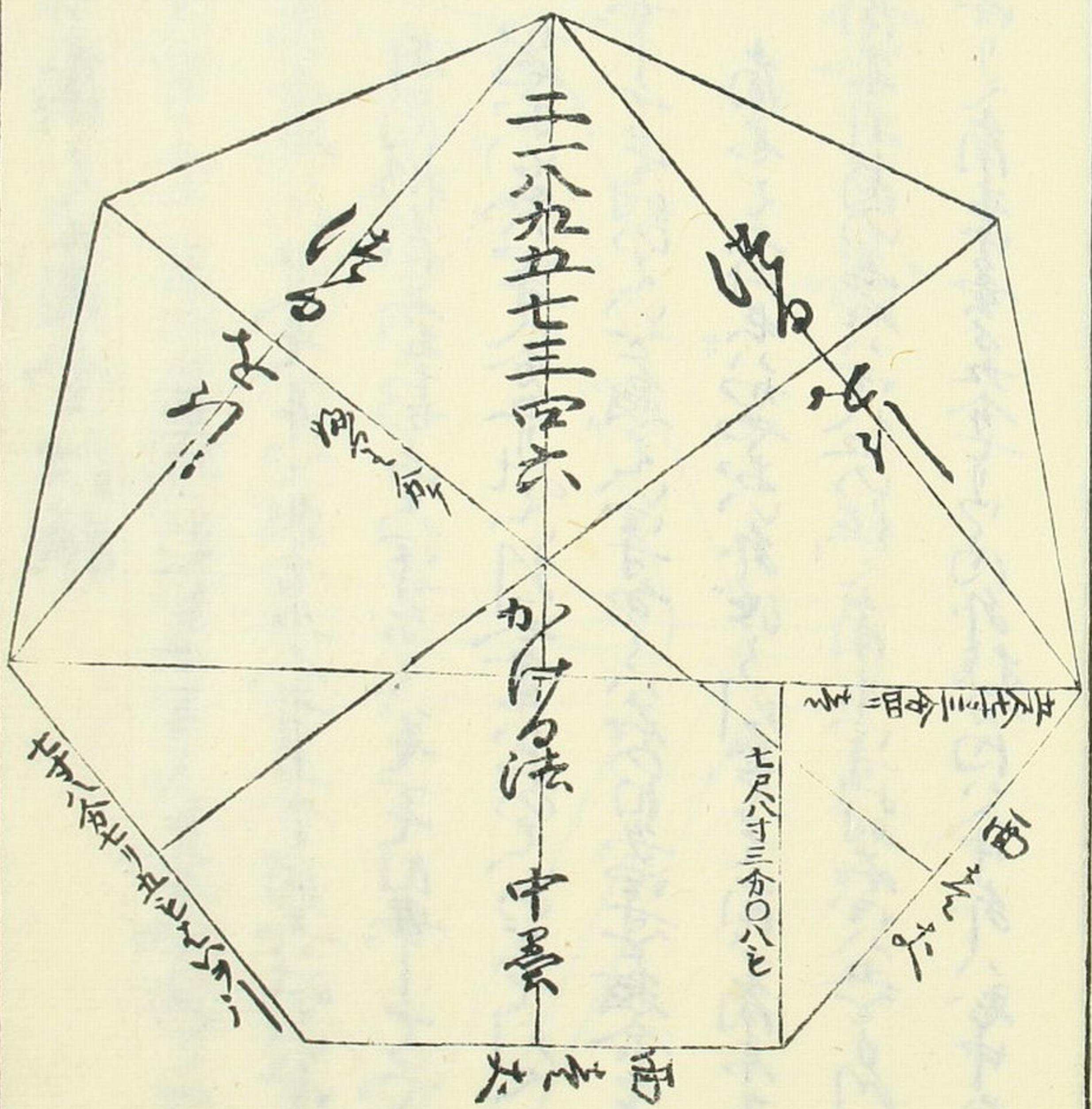
右角金什榦



七角割佔換

一七角割の法ハ二毫八五七毫を越ばたと六西毫の時立の中臺
て二毫守一分たりと指付又て東分セリ五とを以て上の角分下角も
多びあはゞと御望分と指付をもてて毫と指付又大或ひて小或ひて
少かく内はる毫と有時半毫を要する指付半毫で右法の通て八毫
又八九毫半者又面臺丈と七八分セリ五とて毛げ八面角にまの西う
七八分三分。八毫と指付核外又六毫と指付六毫半分毫を五毫と指付
角分下角より八面臺丈が共ものがれり是義用之位のを、左或子
七八分セリ五とててら

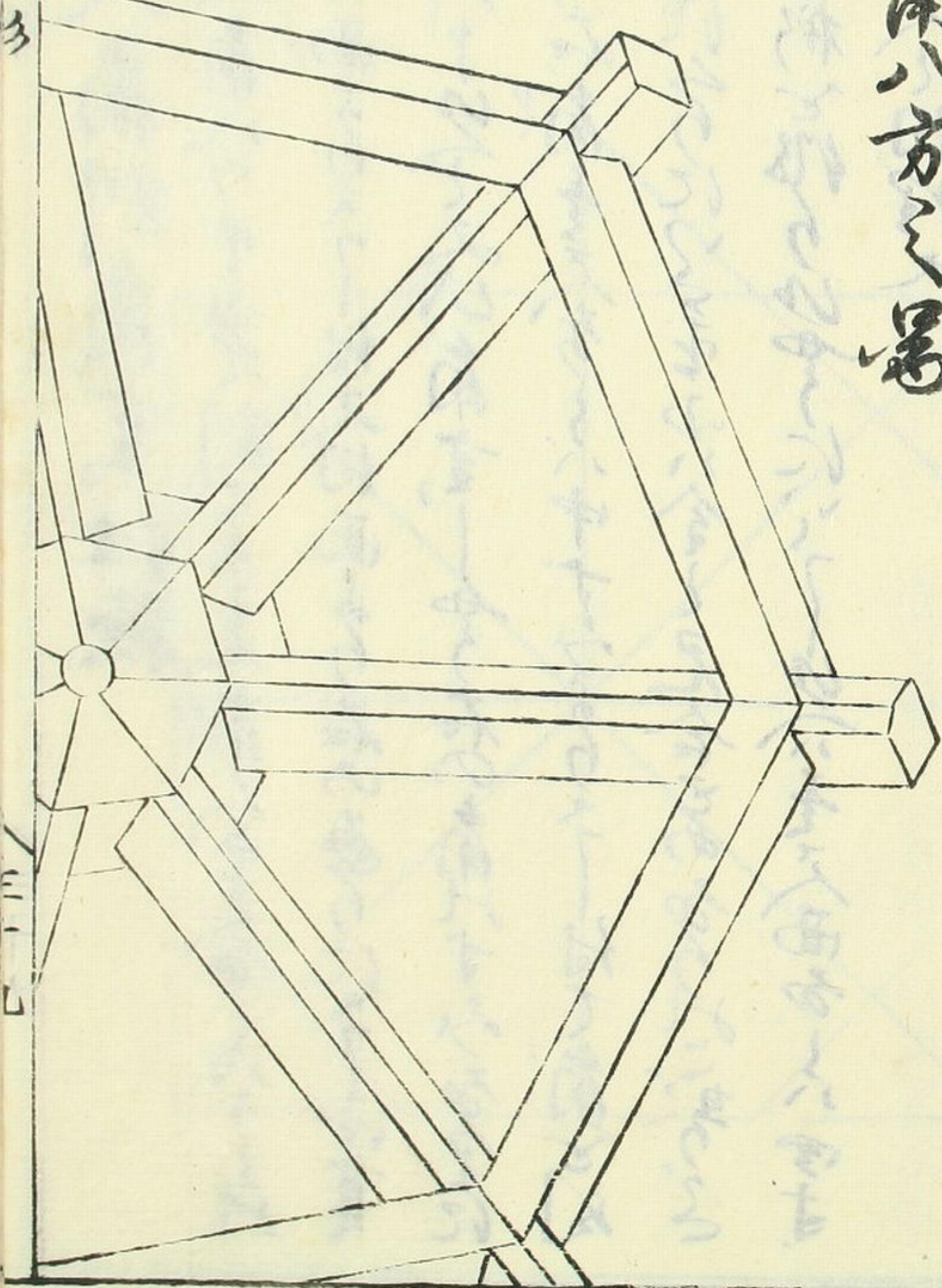
七角割



七角八方斗栱

七角西面斗栱引是起於角柱六分的一半金盆上合
云掌二分進 南東進向是上合五寸五分向上出之合
毛時之口上起 井口相南亦起於中掌半寸五分上合
別下木上起 也起於中掌八分升上引又系火石木之口上
立水八分上合半寸口上毛時之口上起 也起於中掌九
分升上木上起 也起於中掌八分外半寸口上毛時之口上
也起於中掌 南木升上木上合八分之位 也起於中掌八分上合
無時之口上合九分升上木上合八分外半寸口上毛時之口上

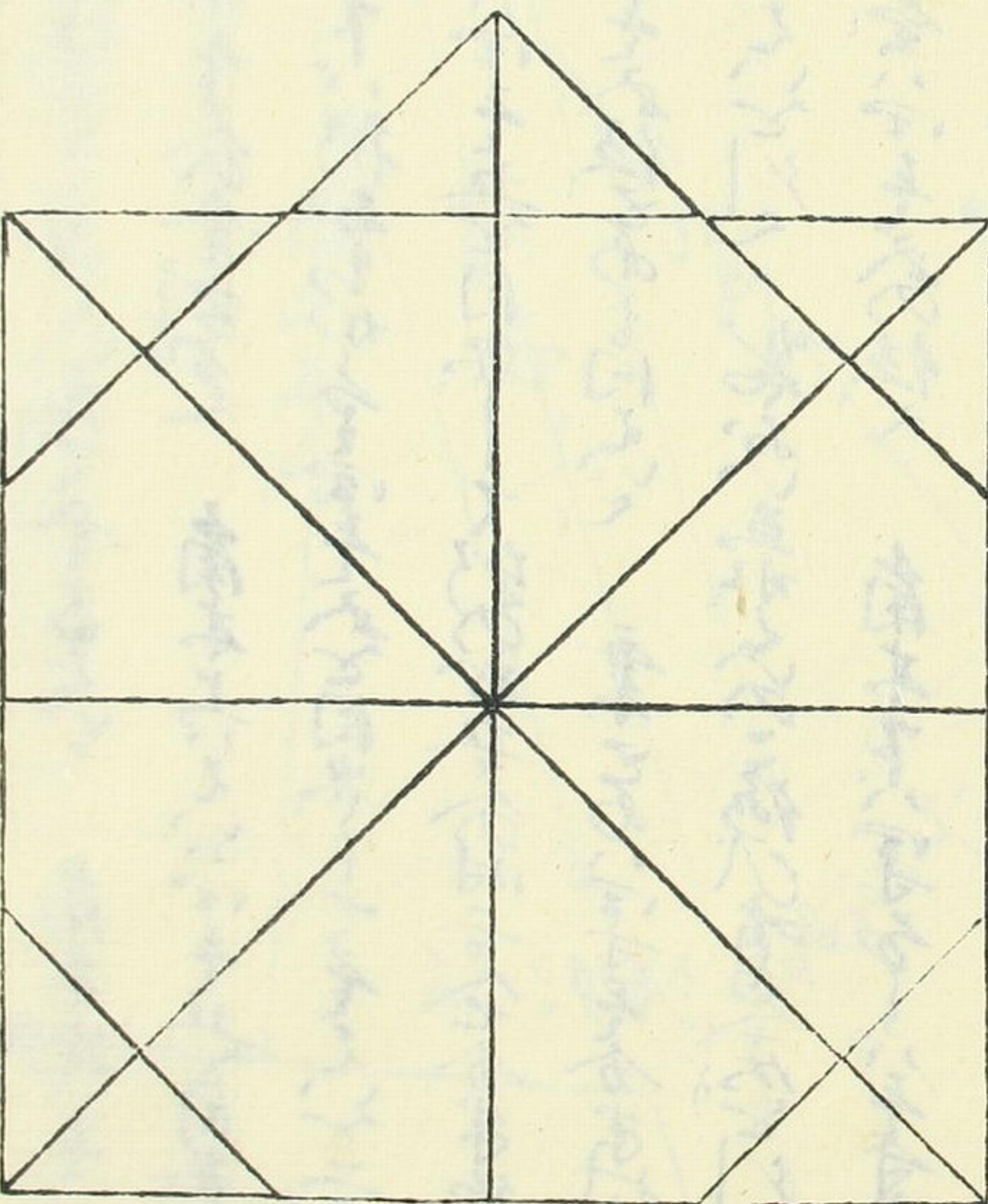
七角八方斗栱



八角割角_子仕様

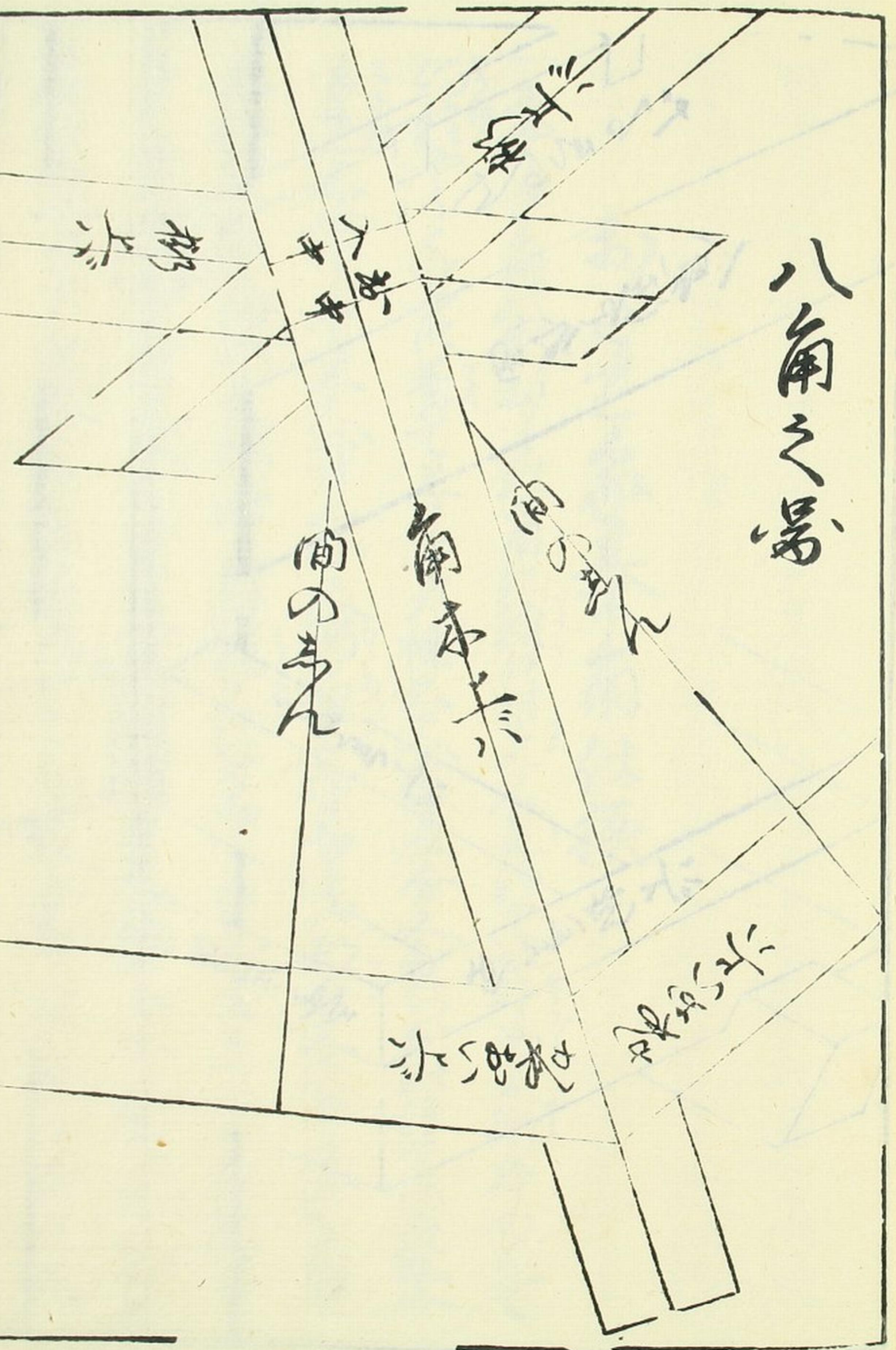
一たと六八角八口中を割るを左角大を命ばれ
四半をす西より下付又右西より右の画りにて上裏
に下付けりやうどみび角_子すまの角はすみを主に
中すみの角_子を主に六中すみの角にて下付て角と見
又角と見ばらに之を少六合と見合あひれども
そぞろ柄と作りゆゑにいたる八合入西か六寸す
作りて差しと向理也

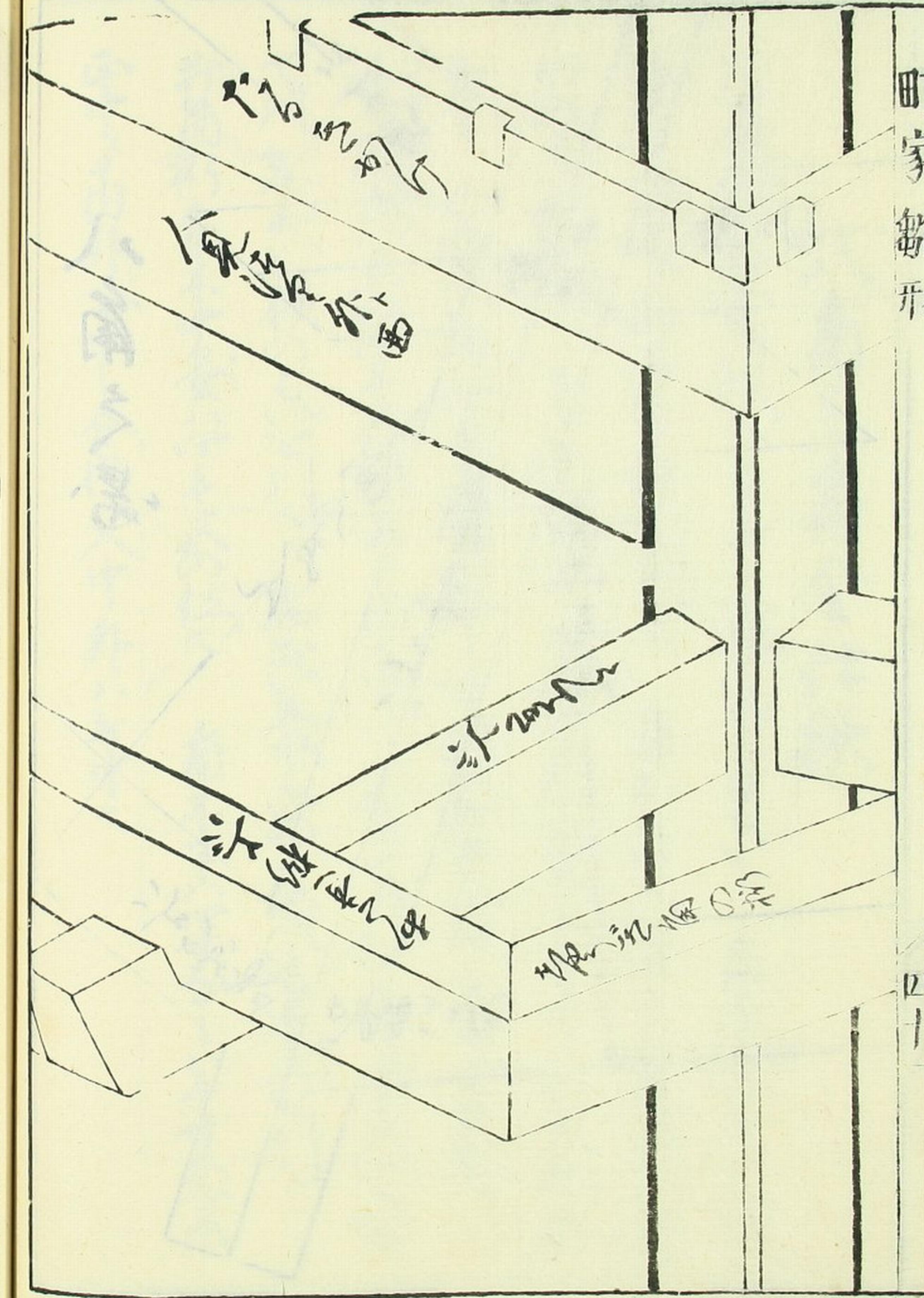
八角割



八角之南全仕様

八角面々面^{アカマツ}仕様としてある。て全高^{アカマツ}六尺。南木上六寸六分を^{アカマツ}金^{アカマツ}室^{アカマツ}。南木上六寸六分を^{アカマツ}五寸^{アカマツ}前^{アカマツ}。て
壁^{アカマツ}を六分を^{アカマツ}南木^{アカマツ}の全^{アカマツ}室^{アカマツ}。南木上六寸六分を^{アカマツ}五寸^{アカマツ}前^{アカマツ}。て
時^{アカマツ}のことと起^{アカマツ}て下^{アカマツ}板^{アカマツ}もが^{アカマツ}室^{アカマツ}を^{アカマツ}五寸^{アカマツ}と^{アカマツ}後^{アカマツ}削^{アカマツ}
る。板^{アカマツ}が^{アカマツ}近^{アカマツ}室^{アカマツ}を^{アカマツ}五寸^{アカマツ}自^{アカマツ}安^{アカマツ}して^{アカマツ}釘^{アカマツ}が^{アカマツ}六寸^{アカマツ}全^{アカマツ}室^{アカマツ}。
葉^{アカマツ}が^{アカマツ}立^{アカマツ}水^{アカマツ}室^{アカマツ}を^{アカマツ}五寸^{アカマツ}自^{アカマツ}安^{アカマツ}して^{アカマツ}釘^{アカマツ}が^{アカマツ}七寸^{アカマツ}半^{アカマツ}。
叶^{アカマツ}が^{アカマツ}立^{アカマツ}水^{アカマツ}室^{アカマツ}を^{アカマツ}五寸^{アカマツ}自^{アカマツ}安^{アカマツ}して^{アカマツ}釘^{アカマツ}が^{アカマツ}七寸^{アカマツ}半^{アカマツ}。
柱^{アカマツ}が^{アカマツ}立^{アカマツ}水^{アカマツ}室^{アカマツ}を^{アカマツ}五寸^{アカマツ}自^{アカマツ}安^{アカマツ}して^{アカマツ}釘^{アカマツ}が^{アカマツ}七寸^{アカマツ}半^{アカマツ}。
柱^{アカマツ}が^{アカマツ}立^{アカマツ}水^{アカマツ}室^{アカマツ}を^{アカマツ}五寸^{アカマツ}自^{アカマツ}安^{アカマツ}して^{アカマツ}釘^{アカマツ}が^{アカマツ}七寸^{アカマツ}半^{アカマツ}。





あじき家基本角仕様

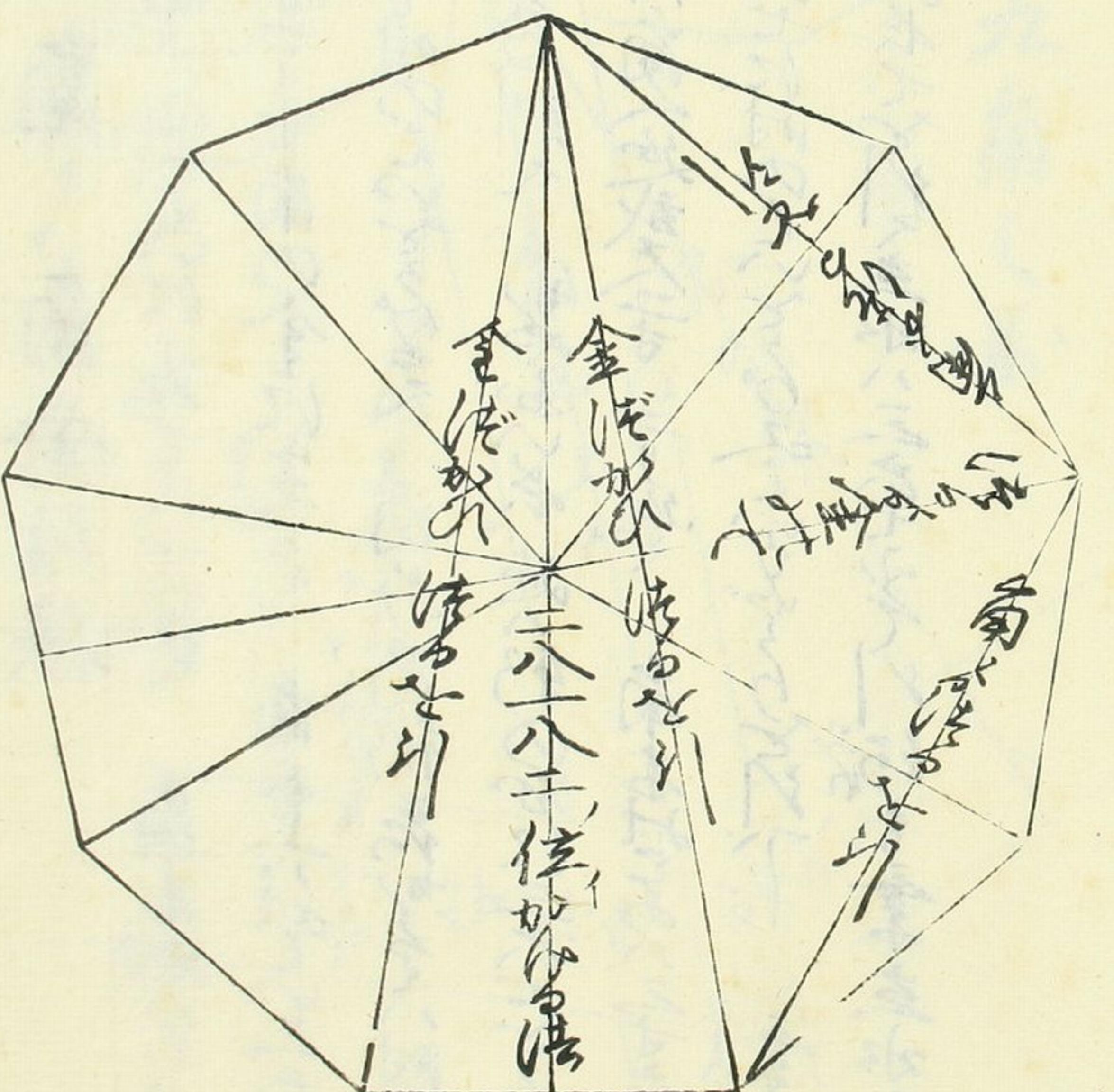
一 東屋柱は南柱板より角に段付し人足清柱は亦西柱板より
経やくとて、蓋て上方世乃幅三寸拿五分又七寸半清柱より
上身三寸一にて三寸す三分又板厚三寸半をも合三寸五分の角を
乗せりやく内板は段付角柱は柱大六寸半バウドミスル角三寸半
ナシおも右二丈半八分を云をたける時ハ左人拿七分二寸半を
右のふみを付又バウドミスル左人拿七分二寸五丈ある角板長

右の量入等七分守五と二ワ合て或人等がす空合引^レを之に何^ノ一も柳井此
あらわすモ北義^ル又野走又或すお時九寸九分六^タ迄る也に二合
空合す四分五^タビテ強^ト時^ハ細^ト立^ス事^ニ有^ム事^ニ有^ム事^ニ有^ム事^ニ有^ム
空合^ス又人^ハよ^リそ^トか^ク角^大きに致^ス時^ハ或^ハ野^カ立^ス事^ニ有^ム事^ニ有^ム
守^ス空合^カをかくき^ガ五寸三分守^カ立^カを是^ハかく角^近々^ハ事^ニ有^ム事^ニ有^ム
守^カ立^カの如^ムモ^ト其^ノ守^カ立^カ皮^ヲ七分カリ^ハ以^テ空合^カを
剝^キ毛^ヲ空合^カを剥^キて^ス行^ハひ^シモ^ト亦^ハ小^シ剝^キ毛^ヲの剥^キ
付^カ立^カ守^カ立^カ皮^ヲ七分守^カ立^カハ^シ以^テ空合^カを

室を外とかくまが内す八分四厘をもとて右の通りに割付人時角北柱
の角合内よりそゝぎてより内て角柱外角合内(左至人角柱の
か下ニ守りめど或す八分四厘をもとて左至人角合より全て毛子下
付の墨合右三寸八分、墨毛子下付の墨合右三寸八分七厘引一妻の墨合と
テ付墨合下付毛子下付の墨合右三寸八分七厘引一妻の墨合と
左五寸右の墨合下付毛子下付の墨合右三寸八分七厘引一妻の墨合と
の角合下付毛子下付

九角割仕様

一九角法ハ式八圭八式の法にててうはほえ右の九角割時志西
走天子もバ右中臺に上御守を分ハリニモ先と立水の西を
ナ付上の立水角分下山西角生て法ヲ所法少て上下之要分
ナ付右の法分全の時に川中臺にかかわる角からにナ付
又角を角(法)を引ス右の通りに四主分之成、之下は雲天と
七圭よ割が主守たる。五圭是を下山西をナ付き半分ち
がりとも走より御門が付今



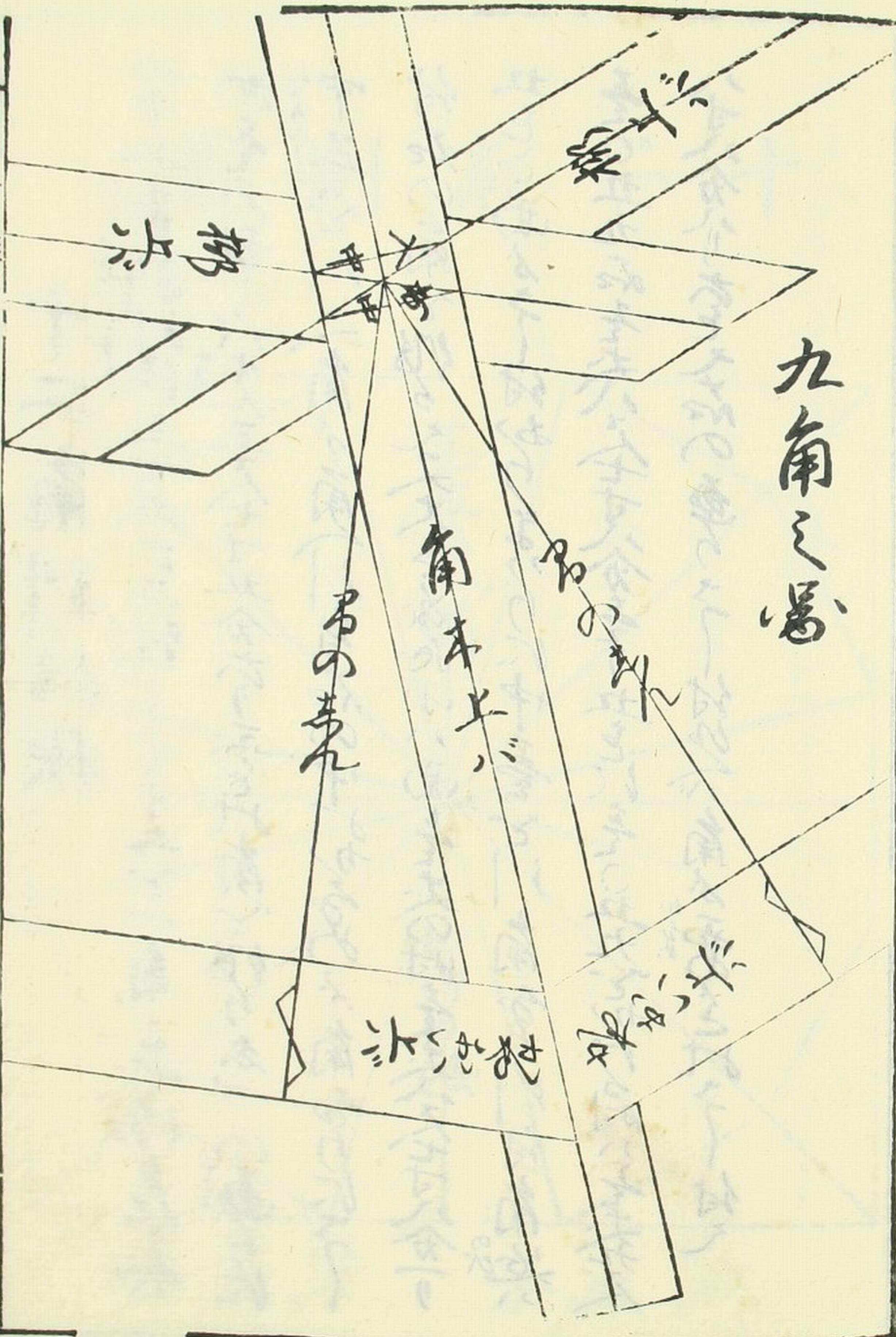
九角割

九角三角金仕挽

角本近ハ至〇六七

一九角の法ハ西より西よりにみて八寸の邊
の位を又分セリと角の全に定ム
圓安としてそのものとする。日升肩橋為がるも此時のことを
き。左セヨ二段刻。幕あい水、巡ハ引の井に三六七を
のむをひらく。角(巡或天)ニリ。角本井をあはす。分セリ
とも立水ハ三六七に時のよいとみえ。立水を引下。棄て。右
の立水を引下。立水ハ三六七をり行も棄立水よ度

句

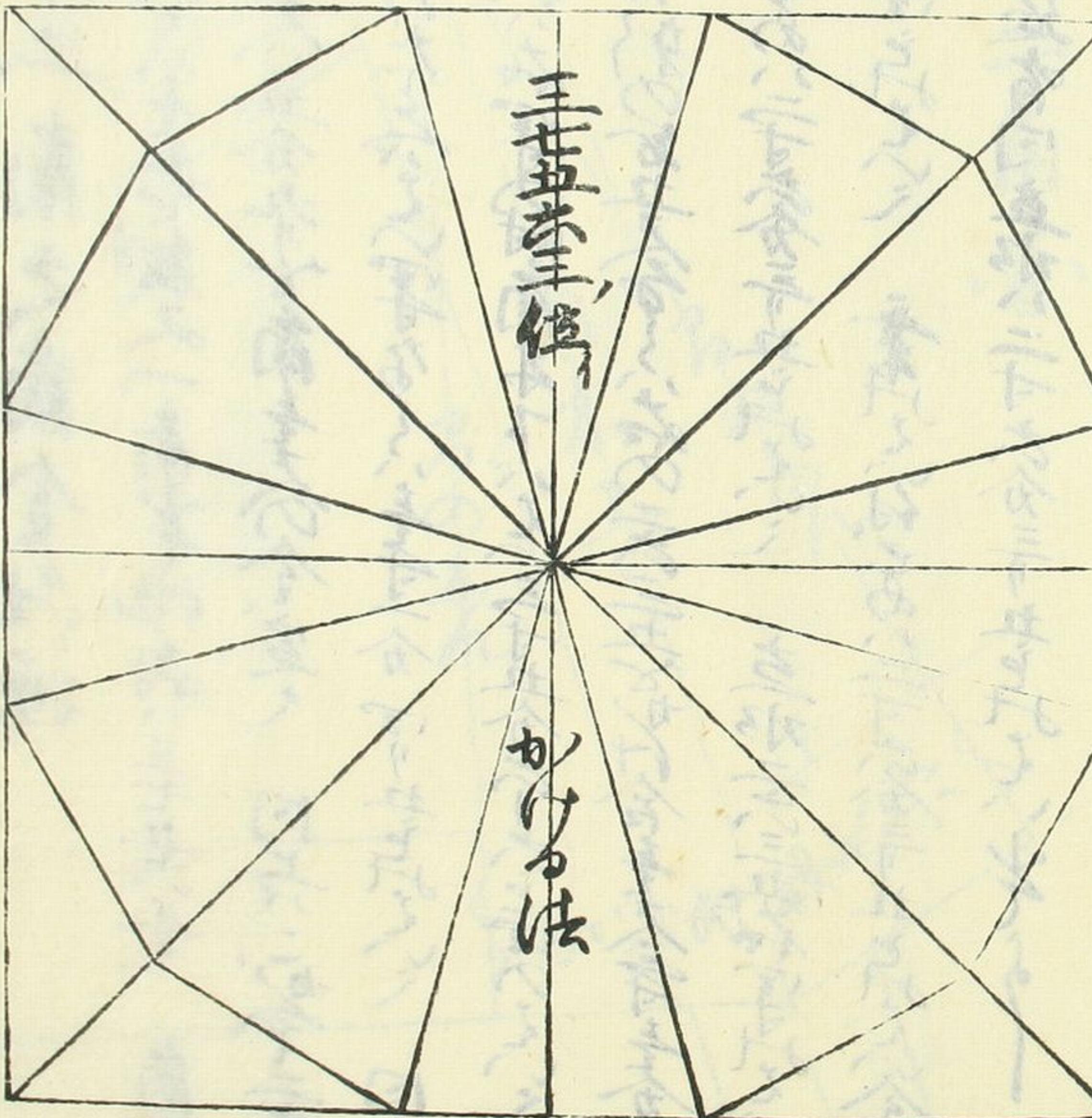


十二角割付換

一十二角割付法 三七五六三徑にて十二と一角にて作たる
面を三分する三八七五金たり三と一角と作り各べの面に
中臺とし又角より角(外)の内の中れかあめと角すりにして
付右の角と作り又大きめ小ハ面を大の時を大八分セハ
九と面をす付作りよりに中臺とし角すり付角延
き。五九六を大八分セハ金をリカモニキ。五九とがけの時ハ金を委
分八分八を右の臺うす付角より角をすれて付

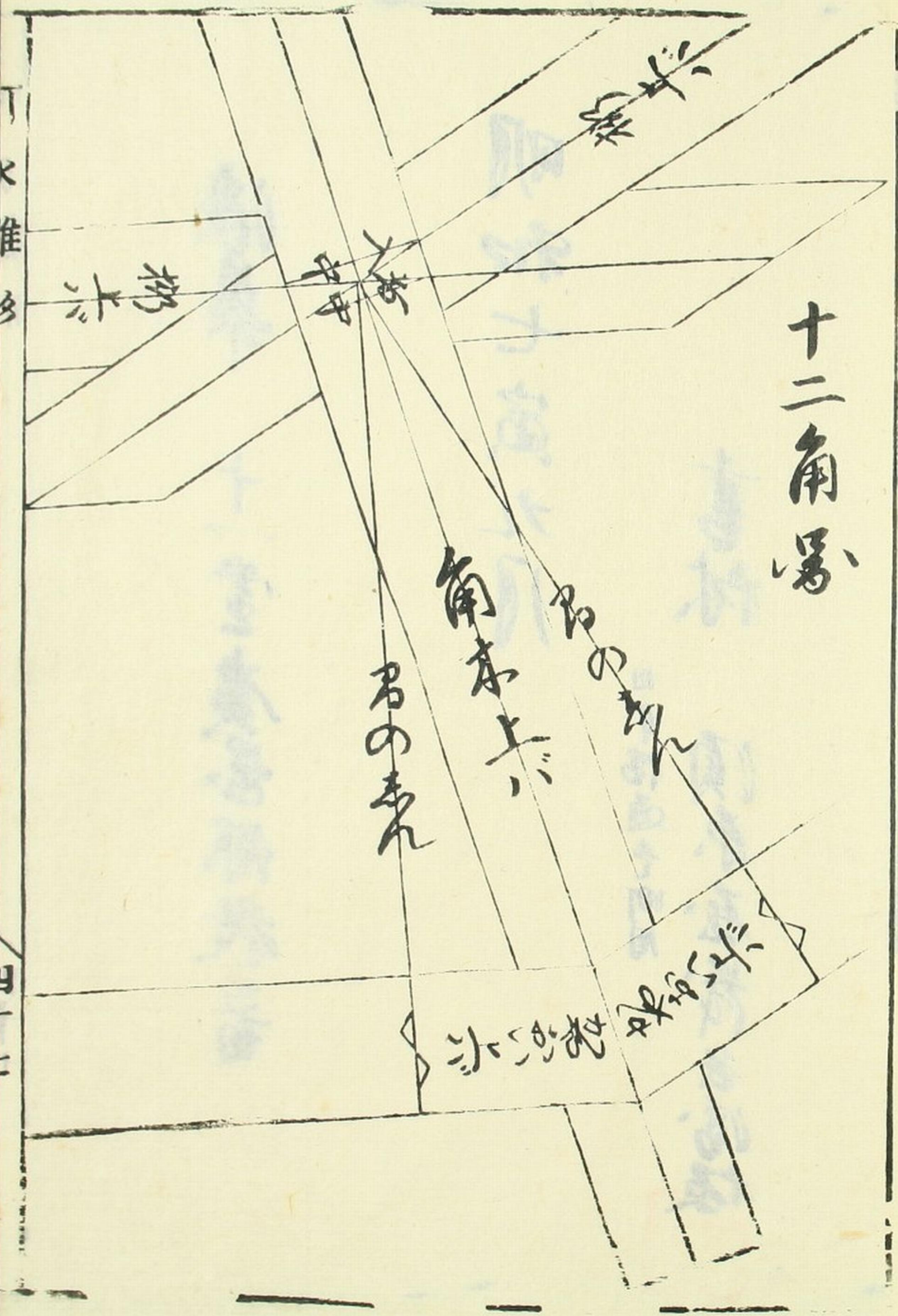
七
七
七

二十角割寫



十二角之南全竹派

一二角九割を七八毛五と算又一角七分六厘時三七五共毛元
左○五分の位を差す。五分九毛と角差の全室之。右六二が五毛五
の位のものとがけたと。右の写なれば、寺一分四毛五比だ。右移
もちがまぬもよし。右写の時角本下ばく。三寸五分六毛と書の毛と
かやあく角の邊。射の毛五分五毛の二毛五毛が合て。寺一毛五
楚。又上六のあい二寸六分五毛とい。左水二毛五毛は算れど、右算
又水二毛五毛は算れど、右算
と算又あにと。延有向立水ハ二寸六分三毛五毛とい。少也ト



浪華　十一堂慶昌保教著

明和七寅九月

吉林

順東屋藏書

印

日本通之用

